

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

No.2397

特集Ⅰ

「検出力向上塾」で巡視の目鍛える
マネキン使い作業を再現

日産自動車栃木工場

特集Ⅱ

自動車メーカーの火災予防活動を公開
発生要因と再発防止策示す

日本自動車工業会

トピックス

大規模道路工事現場をパト

仙台建設労務管理研究会顧問会

電子版はカラーでご覧になれます!!
電子版登録(無料)のお問い合わせは

☎ 0120-972-825

メルマガも配信中です!

3

1日号

2022



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21
サッポロ労務行政事務所

所長 和田 繁彦

北海道会

第338回

工事現場で転倒し、半年後に骨折発覚

■ 災害のあらまし ■

大工（70歳）は、住宅建築現場でアスファルトを養生するため敷いていたコンパネとブルーシートの上で、残材整理中に薄く積もっていた雪に足を取られてしまい、滑って仰向けになり、コンパネの角に腰と背中を強打した。痛みはあったが、様子を見ていると3～4週間ほどで改善されたため、仕事を続けていた。6カ月後にアスベストの定期検査で、これとは別に肺に少々痛みがあったことから、医師に相談したところ、検査の結果、肺ではなく整形外科のレントゲン検査を勧められてそのまま受診した。レントゲン検査の結果、背骨の再検査と再診察が必要となり、建築現場での横転が要因ではないかと指摘されるも、転倒後6カ月が経過していた。

■ 判断 ■

災害発生日から6カ月が経過していたが、レントゲン検査の結果「第11胸椎偽関節（受傷後6カ月経過しても異常可能性が明らかな状態で、骨折した骨が再生する過程で止まってしまい、骨がうまく癒合しないで、本来つながっている部分がきれいにくっつかず、関節のようになってしまう）」と診断された。私生活においても思い当たる事故もなく、少々痛みはあったが通常の業務はこなしていたが、医師から腰と背中を強打したことに伴う症状であり、その当時の状況から**業務上**と判断された。

■ 解説 ■

業務上の災害と判断する基準は、業務の原因となる行為が「作業遂行中の事故であるかどうか」、つまり事業主の支配下にあるかどうかの業務遂行中であると同時にそ

の負傷が、業務とケガとの間に客観的因果関係がある「業務起因性」がある場合としている。業務遂行性がなければ業務起因性もないが、業務遂行性があれば必ず業務起因性があるとは限らない。今回の事案は、業務起因性について特にこれを否定すべき事情が見つからず、業務災害として認定された。厚生労働省は、「業務遂行性」と「業務起因性」を前提に業務災害の「認定基準」を作っている。いわゆる過労死・過労自殺、じん肺、アスベスト肺、難聴など疾病別の認定基準を定めている。各種の「認定基準」の最大の問題点は、年齢や性別、個人差などを無視して平均的な労働者を基準に設定しているところだ。

例えば、筋肉などの疲労を原因とした腰痛の認定基準は「約20kg以上の重量物をおおむね3カ月以上繰り返し中腰の姿勢で取り扱う業務」とされている。これ以下で発症した場合は、「個人の脆弱性」とされ労災認定されない。企業の定年引上げや継続雇用が進むなか、建設業界でも高齢者が増え続けている。建設現場の作業員は、「重たい資材を持ったり、高い所に上ったりするのがきつくなった」と体の衰えを感じて「引退」も頭によぎるが、若い働き手が少なく、会社からも引き留められて働くしかないというのが実状である。建設業界では、元請企業が「働き方改革」として、下請けにも労働時間の短縮を求める動きも出ている。

ただ、工期は変わらないため、現場では作業を急がざるを得ず、高齢者の負担は重いと嘆く。冬期間は、路面凍結による転倒や雪降ろし中の転落も目立つ。

人は、高齢化とともに下肢の筋肉量が著しく減少することが多くの研究で示されている。下肢での減少傾向は年齢に応じてほ



ぼ直線的であり、25歳未満に対し、55歳～75歳では約20%以上低い値になっているという日本老年医学会の研究報告もある。これは健常者での平均値の変化を見ているので、個人差があるとはいっても下肢筋肉量の減少が著しい高齢労働者がかなり多くなっていることが容易に想像できる。同時に高齢者では加齢とともに平衡機能が著しく下肢筋力の低下、また眼の構造と機能が加齢によって調節力と動体視力の低下や加齢による聴覚の低下など身体機能の衰えと相まって、多発する転倒や転落などの業務災害が「60歳以上で多く発生している」という労働局の調査結果もある。高齢者が心身機能の低下を自覚することは容易ではなく、自分のピーク時の状態をイメージしたまま無理をし、その結果、負傷してしまうことがある。

今回の事案も、業務中に雪に足元を取られバランスを崩しての転倒、当たり所が悪かったが改善されると思い様子を見ていたところ、アスベスト定期検査の際に、医師の判断でレントゲン検査を勧められその結果、転倒が要因であると指摘され調査の結果、業務上と判断されたものである。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp